

令和4年度 彦根市病院事業看護師等奨学金のご案内

現在、看護師を目指して看護学校等で勉強されている方で、卒業後本院で勤務しようと考えておられる人に対して学資金を貸与する制度です。

貸与対象者

- 看護師を養成する看護学校・大学等に在籍する学生で、卒業後、本院での勤務を希望する人
他から本院の奨学金に相当する給付を受けていない人
- 本院の採用試験を受験される年度の4月1日現在において35歳未満の人
-

貸与期間

貸与申請を受け付け、貸与が決定した月から卒業まで（正規の就学期間）
最終学年の人が申請した場合には、申請年度の4月に遡った貸与が可能です。

貸与額

月額 50,000円

奨学金返還の免除制度

学校卒業後、返還免除条件として定められている一定の期間を本院で勤務された場合は、奨学金の返還は免除されます。例えば、下記の場合には全額免除となります。

貸与期間	業務従事期間
1年未満	1年
1年以上～2年未満	2年
2年以上～3年未満	3年
3年以上	4年

※1か月を超える病気休暇や育児休業等を取得した期間については、業務従事期間として算定されません。

申込受付期間

令和4年4月1日（金）から随時受付ます。
ただし、最終学年の人は、令和4年5月13日（金）までとし、全申込者の中から選考により最大5人までの貸与とします。

提出書類

貸与を希望される方は次の書類を提出してください。
申請にあたっては、面接と書類審査があります。

- ①貸与申請書 ②誓約書 ③奨学金口座振込依頼書
- ④在学証明書 ⑤学業成績証明書（入学初年度に申請する場合は不要）
- ⑥作文（テーマ 看護師になるために今求められていること）
400字詰原稿用紙2枚程度

※ 様式は、病院のホームページからもダウンロード可能です

【お問い合わせ先】

彦根市立病院 看護部 / 事務局職員課
〒522-8539 彦根市八坂町1882
TEL 0749-22-6050 FAX 0749-26-0754
E-Mail : syokuinka@municipal-hp.hikone.shiga.jp



～よくあるご質問～

Q.年齢制限はありますか。

A.本院の採用試験を受験される年度の4月1日現在において35歳未満の方が、貸与の対象者になります。

Q.別の奨学金も併せて受けることはできますか。

A.滋賀県の奨学金や他の奨学金についても、本院の奨学金の貸与条件と重複するような制度でなければ、併せて受けていただくことも可能です。

Q.連帯保証人について、何か制限はありますか。

A.連帯保証人2名は、それぞれ別住所の人をお願いします。どちらか1名は、申請者と同住所（同居家族）の方でも構いません。
なお、連帯保証人の方は、申請者（貸与を受けた者）と同等に返済の義務を負うことになります。

Q.奨学金は、返還しなければならないのですか。

A.奨学金は、学校に在学し勉強している間の学資金として貸与しているものですので、原則として返還していただく必要があります。ただし、学校卒業後、返還免除条件として定められている一定の期間を本院で勤務された場合は、奨学金の返還は免除されます。

Q.どのようなときに、奨学金を返還することになりますか。

A.貸与を辞退されたとき、学校を退学されたとき、留年されたとき、学校卒業後に本院に勤務されないとき、返還免除条件として定められている一定期間に達するまでに退職されたとき等の場合には、全額を返還いただきます。

Q.留年した場合や取得できなかった単位があった場合、奨学金はどうなりますか。

A.年1回在学証明書と学業成績証明書等を提出していただき、継続貸与を行うかどうかの審査をします。そこで学業成績不良と判断された場合には、貸与の決定を取消し、全額を返還いただくことになります。

Q.奨学金を受けると、採用試験は免除されますか。

A.本院への就職にあたっては、採用試験を受けていただく必要があります。奨学金の有無によって、採用試験の選考や採用後の待遇に差があることはありません。奨学金を受けていても、採用試験の選考結果次第では、採用されない可能性があります。